

奄美市広告マット設置取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、奄美市有料広告掲載に関する基本要綱（平成19年奄美市告示第67号。以下「基本要綱」という。）に基づき、奄美市広告付玄関マット及び広告付エレベーターマット（以下「広告マット」という。）を設置する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告の募集)

第2条 広告掲載申込みの対象者は、奄美市が使用する玄関マット等に広告を掲載し、その対価として同広告マットを市に無償で納品できる者とする。

2 広告の募集期間は、随時募集を行い、該当枚数に達するまでとする。

3 広告案は、広告主が作成するものとする。

(広告マットの設置申込み)

第3条 広告マットを設置しようとする者（以下「申込者」という。）は、広告マット設置申込書（別記第1号様式。以下「申込書」という。）に、広告案、納税証明書等を添えて市長に提出しなければならない。

(掲載できる広告)

第4条 玄関マット等に掲載できる広告は、基本要綱第3条の規定によるものとし、広告の内容に期限、季節等を限定する記載のある広告は、該当しないものとする。

(広告マットの設置方法等)

第5条 広告マットの材質、サイズ等は、次のとおりとする。

設置場所，位置 及び設置枚数	サイズ（cm）	材 質 等	その他の条件
市役所本庁舎正面 玄関 1枚	180×120	広告マットの機能として，靴底のクリーニング，防じん，吸水及び滑り止めの機能を持つこと。	2週間ごとに取り替えること。ただし，汚れが著しい場合は，適宜交換する。 通行等に支障がない方法等によるものとする。 色彩については，公共用施設であることを十分に考慮し，設置場所周辺との色合いを損ねないものとする。
市役所本庁舎 エレベータ 2枚	115×115		
そ の 他 （市関連施設）	協議による		

（広告マット設置の決定）

第6条 市長は，基本要綱第9条の広告審査会を経て，速やかに，広告マット設置の可否を決定し，広告マット設置決定通知書（別記第2号様式）により申込者に通知するものとする。

2 広告マットを設置する旨の決定を受けた者は，市長が指定する期日までに広告マットを設置しなければならない。

（広告マット設置者の責務）

第7条 掲載内容及び設置に関する責任は，広告主が負うものとする。

2 事故等により広告マットに破損等が生じた場合は，広告主の費用において修復しなければならない。

（設置の停止）

第8条 市長は，業務上支障があると認められるときは，広告主と協議し，広

告マットを一時的に撤去し、又は不可視の状態にすることができる。この場合において、市長は広告主に対し補償を行わないものとする。

(設置の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告マット設置の許可を取り消すことができる。この場合において、広告主が生じた損害の責めは負わないものとする。

広告主が基本要綱第13条の規定に該当するとき。

前条の規定による設置の停止に広告主が応じないとき。

第10条第2項の規定による原状回復義務に広告主が応じないとき。

広告主が書面(別記第3号様式)により広告掲載の辞退を申し出たとき。

(撤去等)

第10条 広告主は、広告マット設置期間が満了したとき又は広告マット設置決定を取り消されたときは、広告主の責任において、広告マットを施設から撤去しなければならない。

2 広告マットの撤去作業等により施設の塗装等にはく離が生じた場合は、広告主の責任において原状に復するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、広告マットの設置取扱いに関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

別記

第 1 号様式（第 3 条関係）

年 月 日

奄美市長

殿

申込者

住所（所在地）

氏名（名称）

印

電話番号

担当部署・氏名

印

広告マット設置申込書

奄美市広告マット取扱要領第 3 条の規定に基づき，下記のとおり申し込み
ます。

記

広 告 媒 体	
広 告 マ ッ ト 設 置 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
事 業 内 容	
広 告 内 容	
備 考	

添付書類 広告マット案，納税証明書等

第 2 号様式 (第 6 条関係)

第 号
年 月 日

様

奄美市長

印

広告マット設置決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました広告マット設置について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決 定 区 分	設置を認める。
	設置を認めない。 (理由)
設 置 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

第 3 号様式 (第 9 条関係)

年 月 日

奄美市長 殿

申込者

住所 (所在地)

氏名 (名称)

印

電話番号

辞 退 届

先日、貴市から広告掲載決定通知のありました広告マットについて、都合により辞退したく、奄美市広告マット設置取扱要領第 9 条第 4 号の規定に基づき、届け出ます。